

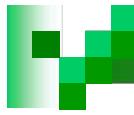
認証保育所の 立入調査について (会計経理)



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



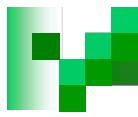


3 会計経理

会計経理に係る主な指摘

- ◆保育料の徴収額が要綱に定める限度額を超えている。
- ◆保育料等の変更が書面で確認できない。
- ◆現金管理が不適正である。
- ◆現金出納帳等を作成していない。



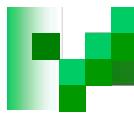


保育料の上限①

- ◆月220時間以下の利用の場合の月額

3歳未満児80,000円(区市町村が認める場合104,000円)、3歳以上児77,000円(区市町村が認める場合は101,000円)(幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園を除く。)

- ◆保育料の月額=[基本の保育料]+[給食代]+[おやつ代]+[保育に直接必要な保育材料費]+[光熱水費]+[年会費の1/12(徴収している場合)]+[消費税相当分]
- ◆月220時間以下の利用に対する保育料は、月額の上限を厳守すること。
- ◆重要事項説明書には、具体的に実施要綱に定める保育料の範囲内であることを明記することが必要。



保育料の上限②



< 3歳未満児・220時間以内利用の場合 >

【基本プランA】 220時間以内80,000円

基本料金80,000円(220時間)

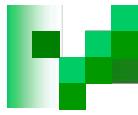
【基本プランB】 120時間以内40,000円、契約時間外単価:700円/h

基本料金40,000円(120時間) + 契約時間外(700円) × 100時間
=110,000円(計220時間) ⇒ 要綱違反

基本プランBを選択した児童についても、220時間以内の利用であれば、要綱が定める範囲である「80,000円」が上限となる。

※延長保育料等は、請求日等に関わらず、延長の実績があった月の保育料に加算し、計算することに注意。

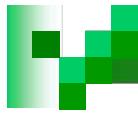
<例 9月の契約上の基本保育料+9月の実績による延長保育料>



保育料の変更

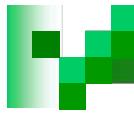
- ◆ 利用時間の変更等に伴い、保育料金が変更になる場合は、その都度、契約変更に関する書面を取り交わすこと。
- ◆ 個々の利用者について、最新の契約内容を常に確認できるように、契約書等は適切に作成・保管すること。





現金管理

- ◆ 現金取引が発生した場合には、現金管理の適正化のため、現金出納帳(又はそれに替わるもの)を作成すること。
- ◆ 定期的に、第三者による残高確認(金庫等の金額と帳簿上の金額の合否)を行うこと。また、担当者による日々の残高確認において、過不足が発生した場合は原因を究明すること。



立入調査の意義

☆児童のため

… 保育の質の確保・向上

☆保護者のため

… 安心・安全の確保

☆園及び職員のため

… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます